

根拠法令抜粋（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

→センターでは、一般廃棄物処理基本計画において、計画対象区域を長浜市及び米原市内全域としていることから、長浜市・米原市外で発生した一般廃棄物の受け入れはしていません。

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

→センターの一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない者は、業として他者のごみの運搬を行うことはできません。（＝排出者本人または一般廃棄物収集運搬業許可業者が運搬しなければなりません。）